




感染症による出席停止について HIBIYA HIGH SCHOOL

感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。主治医からの登校許可が得られるまで学校を休んで回復に努めてください。なお、学校への登校を再開する時には「感染症治癒証明書」を担任に提出してください。「感染症治癒証明書」の代わりに、学校生活のしおり（生徒手帳）の所定欄への記入（*保護者の記入で可）または診断書の提出でも結構です。

- [感染症治癒証明書](#) 
- [感染症の種類及び出席停止期間の基準](#) 

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日より法律上の5類感染症に移行しましたことに伴い、出席停止の基準を変更しております。5月8日付け通知文及び[新型コロナウイルス感染症の出席停止基準](#)をご参照ください。

1. [5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について](#) 
2. [新型コロナウイルス感染症の出席停止基準](#) 